

## 第一種奨学金再貸与に係る申請書

(西暦) 年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

私は、同じ学校区分（大学（学部）・短期大学・大学院修士課程及び専門職大学院の課程・大学院博士課程・高等専門学校・専修学校専門課程）の学校（現に在学する学校・学部・学科・研究科と同一である場合を除く）で第一種奨学金の貸与を受けたことがありますが、日本学生支援機構の業務方法書第14条第5号ただし書き（以下、「本規定」という。）の適用により、現在の在学学校または入学予定校における修業年限の終期を貸与終期として第一種奨学金再貸与を申し込みます。

申込みに際しては以下の留意事項を了承し、日本学生支援機構貸与奨学規程、その他諸規程に定める取扱いに同意します。

## 【留意事項】

- 以前貸与を受けていた奨学金（後記3. 以外のものを含む）について、次の状態にある方は申し込みできません。
  - ・延滞中（代位弁済実行となった場合を含む）・返還誓約書（借用証書）未提出
 採用後にこの状態であることが判明した場合や、後記3.に係る申告に漏れがあった場合は採用を取り消し、振込済みの奨学金については全額返金していただきます。また、これらの連絡は学校を通して行われます。
- 本規定の適用（再貸与）は1回（一契約）限りです。ただし、再貸与の貸与期間が何らかの事情で短縮したことにより、同一区分の学校における貸与期間を通算すると在学学校または入学予定校の修業年限を超えなかった場合は、再度、本規定の適用を受けられることがあります。なお、この場合は改めて本規定の適用があることの通知は行いません。本規定の適用の可否が分からない場合は申込みを行う学校までお問い合わせください。
- 過去に第一種奨学金の貸与を受けていた学校と同一の学校・学部・学科・研究科に復籍する場合は、復籍前の貸与期間と通算した結果、標準修業年限を超過して貸与することはできません（本申請書の提出による第一種奨学金の再貸与は認められません）。
- 申込みにあたっては貸与奨学金を受ける必要性、返還時の負担等を十分考慮し、学資として必要となる適切な貸与月額を選択してください。

## 1. 申込者氏名・生年月日

フリガナ		生年月日
氏名		西暦 年 月 日生

## 2. 現在の在学学校または入学予定校の情報

学校名	学校区分（「○」を付ける）（※2）		
	・大学（学部）本科 ・高等専門学校 本科 ・大学院修士課程及び専門職大学院の課程 ・大学（学部）専攻科 ・高等専門学校 専攻科 ・大学院博士課程 ・短期大学 本科 ・専修学校専門課程 本科 ・短期大学 専攻科 ・専修学校専門課程 上級学科（専攻科）		
学籍番号（※1）	入学年月	卒業予定年月	
	西暦 年 月	西暦 年 月	

※1 予約採用申請時は記入不要です。

## 3. 過去に貸与を受けた第一種奨学金の情報

貸与を受けていた時の学校名	学校区分（「○」を付ける）（※2）		
	・大学（学部）本科 ・高等専門学校 本科 ・大学院修士課程及び専門職大学院の課程 ・大学（学部）専攻科 ・高等専門学校 専攻科 ・大学院博士課程 ・短期大学 本科 ・専修学校専門課程 本科 ・短期大学 専攻科 ・専修学校専門課程 上級学科（専攻科）		
奨学生番号			

※2 上記2. と3. の「学校区分」が違う場合は再貸与にあたりません。

以下 学校記入欄

学校名	電話番号（担当者名）	学校番号				区分	
	( )						
	— —						

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が学校、金融機関、業務委託先及び文部科学省に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。